

むつ市議会第185回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成17年9月6日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 60番 慶長徳造 議員
- (2) 14番 鎌田ちよ子 議員
- (3) 3番 横垣成年 議員
- (4) 30番 大澤敬作 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（61人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	9番	小林正俊
10番	新谷功	11番	高田正弘
12番	佐々木肇	13番	石田勝弘
14番	鎌田古よ子	15番	菊池広志
16番	野呂泰喜	18番	川端澄男
19番	富岡修	20番	中村正志
21番	斉藤孝昭	22番	宮下順一郎
23番	赤松功	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	31番	徳誠
32番	飛内賢司	33番	半田義秋
34番	牛滝春夫	35番	東健而美
36番	坂井一利	37番	板井磯美
38番	松野裕而	39番	東谷正司
40番	東谷良久	41番	佐々木隆徳
42番	立石政男	43番	竹本強
44番	杉浦守彦	45番	柴田峯生
46番	杉浦洋	48番	佐藤司由
49番	澤藤一雄	50番	千賀武由
51番	目時睦男	52番	田高利美
53番	濱田栄子	54番	堺孝悦
55番	菊池清	56番	澤田博文
57番	柏谷均	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造
61番	池田正利	62番	杉本清記
63番	久保田昌司	64番	川端一義
65番	服部清三郎		

欠席議員（4人）

7番	村中徹也	17番	木村亀治
24番	工藤直義	47番	千船司

説明のため出席した者

市長	杉山 肅	助役	田頭 肇
収入役	田中 實	教委會員	山本文三
教育長	牧野 正藏	公営企業者	杉山 重一
代監査委員	菊池 十 四 夫	選挙管理委員会事務代理	佐々木 鉄 郎
農委會員	立花 順 一	総務部長	齋藤 純
企画部長	渡邊 悟	民生部長	高橋 勉
保健福祉部長	名久井 耕 一	経済部長	森 正 剛
建設部長	藤井 幸 男	教育部長	宮下 孝 信
教委事務	新谷 加 水	公営企業局長	新谷 博 仁
監査委員局長	小川 照 久	総務部・総務課	佐藤 節 雄
企画調整部長	近原 芳 栄	選挙管理委員会事務局	大 芦 清 重
農務局長	西山 肇	企画課	奥 島 慎 一
企画課長	下山 益 雄	川所内長	佐藤 吉 男
大庁舎所長	中嶋 康 夫	脇野所長	千船 藤 四 郎
総務課部長佐	濱田 賢 一	総務政	澁田 剛

事務局職員出席者

事務局長	藤田 修	次長	小島 昭 夫
主幹	柳田 諭	庶務係長	古川 俊 子
庶務主任	濱村 勝 義	調査係	青 山 諭
議事係	葛西 信 弘		

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

8月30日、市長から今定例会提出議案の一部に誤謬訂正がありました。既に同日各議員に配布しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員が不在でありますので、会議録署名議員を追加指名いたします。

6番白井二郎議員を指名いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮下順一郎） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、横垣成年議員、大澤敬作議員、柴田峯生議員、東健而議員、澤藤一雄議員、工藤孝夫議員の順となっております。

本日は、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、横垣成年議員、大澤敬作議員の一般質問を行います。

慶長徳造議員

○議長（宮下順一郎） まず、慶長徳造議員の登壇を求めます。60番慶長徳造議員。

（60番 慶長徳造議員登壇）

○60番（慶長徳造） おはようございます。むつ市議会第185回定例会に当たり、観光行政について質問いたします。

この下北半島は、古くから本州最北端の地として、中には秘境下北などと宣伝されている向きもありますが、秘境はともかくとして、恐山、薬研温泉、仏ヶ浦、尻屋など全国的に知られた観光地も多いのであります。このたびの合併により発足した新むつ市においても、旧むつ市の恐山を初め大畑地区の薬研温泉、川内地区の湯野川温泉、脇野沢地区の鯛島などすばらしい観光地があるわけであり。この観光資源は、新むつ市の大事な、そして大きな資源であり、この観光振興はこれからの新むつ市の発展に絶対欠かせないものであります。新むつ市のこれからの将来ビジョンを示す「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指してとある新市まちづくり計画でも、この観光行政を重要視しておるのであります。

22ページの施策の基本方針、施策の概要では、「観光の振興として多様な地域資源を有する新市むつ市にとって観光は地域資源を活用した経済活動を生み出すうえで重要な戦略となります。最近では、東北新幹線八戸駅の開業により首都圏と本県が身近になったことから、観光客の入り込みもふえてきています。面積的にも広域で豊かな自然資源を活用した第1次産業が発達している新市においては、特にこれらの条件を活かし、トレンドに合った多様な観光振興を図ります」とあります。

そうして、広域周遊型観光ルートの形成では、「新市内の周遊ルートの開発」、「北通り地域及び函館周辺地域との連携による広域周遊ルートの形成」、「津軽及び南部地域との連携による広域周遊ルートの形成」、「新市の観光にかかわるイメージ情報の発信」、「日常観光の推進」と続いております。また、第1次産業との関係では、「新市の特徴的な産業である農林水産業を活かし、観光資源としての魅力を高めていくとともに、観光をてことした第1次産業の振興に結びつけていきます」とあり、「農林業を活用したグリーンツーリズムの展開」、「水産業を活用したブルーツーリズムの展開」、「観光関連産業における地産地消の促進」、「森林、農地、磯場等を活用したエコツーリズムの展開」と記述されているわけであり、この新まちづくり計画では、その方向性は示されているものの、具体的な実施計画は示されていないのであります。

そこで、市長に次の3点について質問いたします。

第1点目は、観光行政に対する市長の基本的な考え方でございます。

第2点目は、この計画書は平成17年度から平成26年度までの10カ年となっております。そこで、この期間の年度ごとの実施計画を質問いたしますが、しかし非常に厳しい現状からして、10年間が無理ならば、前期5カ年分の計画でも示していただきたいのであります。

第3点目は、現在の新むつ市には合併とのかかわりから、むつ市観光協会を初め四つの観光協会がありますが、この現況を市長はどのように考えているか。

以上、3点について質問いたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 慶長議員のご質問にお答えい

たします。

観光行政についての基本的な考え方についてのご質問であります。観光事業については横浜町と下北5市町村及び民間関連5団体で構成し、私が会長となって活動している下北観光協議会が地元と緊密に連携をとり、外部組織の窓口機関になるなど、地域全体での動きを見ながらプレーイングマネジャー的な役割で事業を展開してきたところであります。

私の観光への基本的な所信は、これまで何度かお話しいたしておりますが、交通機関や宿泊施設だけにとどまらず、第1次産業から第3次産業まで幅広い経済効果が期待されることから、第4次産業ともとらえており、地域経済の一端を担いながら、さまざまな業種に波及効果のある重要な産業と認識いたしております。

下北半島の観光資源が広範囲に存在していることから、広域的な視野に立った受け入れ態勢の充実が必要と考えており、また下北は一つという思いのもと、地域経済効果を持つ産業としての観光を目指さなければならないと考えております。それには、地方自治体や各種団体の合併が進む環境下において、現在の下北観光協議会の発展的組織転換をも視野に入れながら、地域経済の活性化の源となるよう努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、ここ5年程度の具体的な計画を示せということですが、先ほどもご説明いたしましたが、観光事業を核とする下北観光協議会の戦略として、横浜町を含む下北半島全体を売り込み、誘客に結びつけるための広域観光を視野に置きますと、当然半島内周遊観光ルートの開発ポイントになることから、広域パンフレット「下北旅事典」の中にも下北半島周遊モデルコースとして掲載し、宣伝に努めておるところであります。

当協議会の具体的な活動としては、観光客誘致促進のためのJRが運行する「きらきらみちのく号」支援事業、首都圏における誘客事業として「下北半島フェスタ」の開催、「来さまい！下北共和国」の県内スポットCMの放映、タイムリーな情報提供のために季刊誌「かわら版」や「下北半島アクセスロードマップ」の作成、下北半島全体を紹介した広域パンフレットの作成、ホームページの充実などの取り組みを行ってきております。また、道南方面、津軽及び南部地域農林水産業関係者とも提携して、将来を見据えた観光客誘致事業を継続して展開していくことにより下北半島の観光振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目ですが、現在むつ市にはむつ市観光協会を初め川内、大畑、脇野沢と四つの観光協会がございます。それぞれに設立の事情があり、活動内容や組織自体も異なり、今すぐの合併には多くの解決すべき問題があることから、当面は新生むつ市で共通の目的を持つ四つの観光協会が従前にも増して互いに連携し、交流を進めることが観光振興のより一層の振興を図るために重要であり、その過程でより緊密なつながりを求める機運が高まることを期待しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 第1点目については、市長の方針あるいは決意などをお伺いいたしました。ぜひ今後ともその方向で頑張っていただきたいと思うわけでございます。

2点目の実施計画の件でございますが、何かわかったようなわからないような、そういう感じに承りました。いろいろなパンフレットとか、あるいは協議会などを通じて広域的な活動をするということでございますが、何かいま一つその具体的な内容が見えてこないような感じがするわけでござ

います。

この観光につきましては、今までどちらかというと、先ほど申し上げましたように、この下北半島には非常に世に知られたい観光地があるわけでございますが、これは一つの点でございます。この点を結ぶ線が従来どうしても弱いと、こういうふうに言われているわけでございます。この点を線で結ぶことによって、さらに発展の可能性があるのでないかと。と申しますのも、このそれぞれの点である観光地が今まではそれぞれ行政区域が違うわけでございます。例えば恐山につきましては、旧むつ市の行政区域でございます。薬研温泉については、旧大畑町の区域でございます。湯野川は旧川内町ということでございますし、鯛島は旧脇野沢村と、こういうふうになっているわけでございます。これらの観光地が、それぞれの行政団体が連携を図って緊密に協議をしながら進めていくということは、口では簡単でございますが、実際問題としてなかなかこれは難しい問題だろうと。ところが、今回合併によりまして、ただいまお話ししました恐山、薬研、湯野川、鯛島などにつきましては、今度は新むつ市に一つになったわけでございますから、そういう点では非常にこれも合併の一つの大きなメリットだろうと。したがって、このメリットを最大限に生かして今後観光産業について進めていくのがベターだろうと、そういうふう考えているわけでございます。

今回観光問題を取り上げましたのは、ご承知のように、今非常に経済が低迷しているわけでございます。これは、むつ市ばかりではございません。日本全国でございます。これからこの振興を図って、活性化を図っていかなければならないわけでございますが、なかなか口で言うほどこれは簡単にはいかないし、時間もかかるわけでございます。しかし、その中でこの観光産業については、比較的取り組み方によっては、これが大いに活性化す

る要素が非常に大きいのではなかろうかと、そういうふうを考えるわけでございます。農林水産業などの第1次産業については、もともと育てなければならぬ、漁業にしても魚を育てて、さらにそれを漁獲して水揚げして、これを販売するということになるわけでございます。余りとり過ぎますと、資源の目減りが生ずるわけでございます。その点、観光につきましては、そういう目減りとか、減るといふことはないわけでございまして、これは大いに宣伝をし、これを売り出し、その方法を考えていけば、まだまだこれが活性化する要素は十分にあるだろうと、それが少しでも経済をよくし、活性化する早道の一つであろうと、そう思って今回はこの観光産業についてを取り上げたわけでございます。

そういうことでございますので、その実施計画がそういうふうなことでやられているということでございますが、もう少しやはり具体的なものを、この新市まちづくり計画というのがある以上、これにもう少し沿ったわかるようなことができないものかなと、そういう感じがしますので、再度質問いたしたいと思っております。

それから、観光協会の問題でございます。これは、難しい問題だろうと思ひまして、市長は、私が聞いているところでは、本音を言わないのではないかなという感じがしているわけでございますが、当分の間四つの観光協会がそれぞれ連携を図りながらということでございますが、私はやはり一つの自治体の中には一つの観光協会があるのが一番ベターだろうと、そう思うわけでございます。それがいろいろな面で活性化していく一つの道であろうかと、そう思います。これについては、いろいろな面倒な問題があるとしても、市長には総合調整権というふうな地方自治法上の権限もありますので、どうか早目に一つのあるべき姿といたしますか、よりよい方向になっていくよう努力され

るようお願い申し上げたいと思ひます。この点についても、いま一度市長の考えを質問するものであります。

以上、2点再質問をいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 観光行政というものは非常に難しいものであらうと思ひます。民間の力が結集して一つの目的性を持ったときに、それをどう支援していくかということが行政のなすべき仕事であらうと私は考えるところであります。特に最近、昔よくありました団体による慰安旅行というのが国内ではだんだん少なくなってきてある。家族や友人と旅を楽しむという傾向が出てきている。ですから、その内容もそれぞれの個性を生かしたスケジュールをつくって、それに観光地がどうこたえるかというようになってきていると思ひます。日本では、旅館業者が挙げてつくり出した、大分の別府という有名なところがありますが、これに対抗する別府のような、いわゆる団体旅行を目標にする、あるいは余り健全ならざる行為も含んだものを旅の売り物にした時代もあったようでございますけれども、そういうことと対抗して新しいまちをつくらうということで努力して今成功しておる、これが湯布院であります。

湯布院については、名前は大抵の方はご存じでしょう。しかし、湯布院がいかに努力してあのようなまちになったかということについては、余りよく知られていないのです。湯布院がモデルにしたのは、ドイツのバーデンバーデンという、これもバーデンというのは温泉という意味ですから、温泉の中の温泉で、ここの州の首都がウイズバーデンというところでありますが、ここにも温泉が出る。ドイツでは、温泉医療というものが健康保険の中に組み込まれておる。事業主は、温泉医療をしなければならぬという診断が出ると、休ませなければならぬ、その間給料を保障しなけれ

ばならないということにまで法律がつくられている。

バーデンバーデンというまちは、まちの中に入れる車はバスと、それからホテルに食べ物などを運び込む車以外はまちに入れない。まちの中の主たる交通機関は自転車であります。まちの下を自動車道が通っている。トランケンハウスというものがございまして、地ビールを5種類ぐらい同じ建物の中で飲ませるような仕掛けもつくってある。土産物屋に行きますと、消費税が免除になる、こういうまちづくりをしたというケースを湯布院は参考にしているわけであります。しかし、このバーデンバーデンもそのようなことだけではもう客の需要にこたえるのが不十分になってきている。国際会議場をつくらうという運動が始まっている。

我々は、今慶長議員おっしゃられたように、自然の景観はたくさん持っています。あるいは、またそれに人間が知恵を込めてつくりました温泉地などもあるわけですが、しかしこのような私が今申し上げたようなケースは少し古くなっているとはいいいながら、工夫を凝らしてそこまで持ってきた。

こういう状況を参考にいたしますと、例えば下風呂温泉が非常に人気が高い。なぜ高いのかと聞きますと、あそこに行ったらおいしいものを腹いっぱい食べられるし、やはり烏賊様レースはおもしろいと、こういう評価があるようでございます。それだけでは決してないと思うのですが、まちの方々がこのまちに観光客を呼び込もうという結束した気持ちがあって、演出に努め、サービスに努めたということが実を結んでいるのではないだろうか、そう思うところでございます。

私どもは、これらの観光地があるということを県内に向け、あるいは首都圏に向け、さらには関西圏に向けても宣伝をしてはおります。それが実

るか実らないかはリピーターをふやすということだろうと考えるところであります。1回来て、もうたくさんというのではなくて、あそこに行けば気持ち安らぐといったようなことも、そのリピーターをふやすための一つの大きなたくらみと言っては言葉がちょっとよくありませんが、そういうことになっていくのではないかと思うのであります。でありますから、観光協会は公的な宣伝を中心にした、それも時宜を得た宣伝等をする、そういう事業を展開しておりますが、ここでこういう事業をやるうというところまでまだ踏み込んでおりません。なべて観光協会が行うような行事に支援をするという形で今日まで取り組んできたつもりであります。

観光業に携わる方々が意識改革をしていただくことがまず必要だろうと考え、そういう面でも努力をしてまいりました。例えばタクシーの運転手さん、あるいはホテル、旅館の従業員の方々に対する接客の仕方等についての講習会といたしますが、そのようなこともやっております。しかし、それが実を結んだかどうかの点検はまだしていないというのが実情であります。サービスがきめ細かくなって、いいところだな、人情がいいところだなというところまでは言っていたけようであります。さて、もう一度来ようかということになりますと、もう、一度来たからたくさんというふうになりかねない状況があるということを私どもはつくづく感じているところでございます。

次に、観光協会の問題であります。この観光協会はそれぞれ任意の団体であります。法的には登記も何もされていない、それぞれが我がまちの観光を振興させようという思いでつくられた、そして活動を展開してきたという、そういう団体でございます。でありますから、それぞれの我がまちに対する思い込みというのは非常に強いものが

あるのでありまして、合併して5カ月、この中で観光資源を大事にする観光協会という姿勢をもう一段飛躍していただく必要があるのではないかという思いを持っております。でありますから、合併とかそのようなことを今私どもが口にすべきは時期尚早であると考えておりますので、やわらかな集まりを持つ、お互いが持っている観光資源をどう生かしてきたか、これからどうすればさらにそれが効果的に生きていくのかという方向性を示していただくためのやわらかな協議会を開くというようなことがとりあえず必要なことではないだろうかと考えておるところであります。観光協議会からも提案を申し上げて実を上げたいと考えるところでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 民間の力を支援するのが行政の立場でもあるということですが、確かにそうでございます。しかし、また別な面から考えますと、民間の力を引き出すのも行政の一つの役割ではなからうかと、そういうふうにも考えます。民間の方で活発に動けば、それに支援する、それで結構でございますが、民間の動きがどうしても鈍い場合には、時によってはこれを引き出す手助けをするというふうなのも行政の役目ではなからうかと、そう思うわけでございます。そういうことも考えていただきたいと思えます。

それから、団体旅行が近年だんだん少なくなってきたようだと、家族旅行がそれにかわって出てきているようだというところでございますが、確かにそういう傾向はあると思えます。しかし、私は老人クラブの役員もしているわけでございますが、年がいった人が多いということもあるかもしれません。一番人気のある行事は、やはり旅行なのですよね。日帰りであろうが1泊であろうが、旅行が非常に喜ばれるわけです。そういう

ことを考えますと、まだまだ大いにこの旅行に来ていただくような施策といえますか、そういうことをしていけば、この観光産業についてはまだまだ十分発展あるいは活力を見出すもとなる要素が非常に多いと思うわけでございます。

いろいろなことを行事とか講習会とか、そういうのはやっているが、その効果がどうなのかということはまだ検証していないということでございますが、これらについて、早く検証して、そして対策を立てていくべきであろうと。世の中の動きは、非常に早いわけでございまして、余りゆっくりはしていただけないと。やはり世の中の早い動きに合わせて検証もし、見直しそれらも早くやっつけなければ他に取り残されるおそれがあると、そういうふうを考えるわけでございます。いろいろとこれは非常に難しい問題でございますので、なかなかすぐにはまいらないと思えます。

今湯布院の話をされましたが、私も名前だけは覚えておりまして、実際行ったことはないわけでございます。しかし、前に比べると相当な何倍という大きさ、スピードであそこができたようでございまして、最後に新むつ市が下北の湯布院になるようなひとつ気構えと、そういうふうな気持ちが出るように願って質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 確かに旧むつ市でも納税貯蓄組合だとか、それから市で協力を求めたお礼として幾らかのお金を出している団体で旅行していますが、もう行くところがなくなったと言っています。というのは、せいぜい1泊2日だと旅行にならないというのです。2泊3日にするには金が足らないと。つまり懐を痛めないで旅行をするには1泊2日しかできないだろうと。こういうことも団体旅行がだんだん減ってきている傾向だと思っておりますが、社会保険でやっているこういう宿泊観光施設、あるいはかんぼの宿というのがありま

すが、これらが次々に今閉鎖しています。こういう施設を利用する方々が減ってきておるということで、社会保険庁とすれば、これは金のむだ遣いと指摘をされ始めているので、今社会保険全体を見直すという動きと、今まで事業展開してきたものがむだだと言われてきていること、それが従前型の旅行者を対象にしたそういう事業展開をしてくれていますので、そういうお客さんが減ってきて採算が合わなくなっている。

また、町や村で経営している施設も次々に新聞の材料になるような時代になってきているわけですが、湯布院のケースを申し上げた私の真意は、あそこは本当に寂れた温泉宿であったのです。それを民間の旅館業者の皆さんがどういうものをつくろうかということで、あそこに女性のリーダーがおりまして、そのリーダーを中心として研究した、その一つの中にバーデンバーデンというドイツの温泉町があったと。外部資本は一切入れないという建前で、競争ではなくて協力をしていこうという方針を確認してスタートさせているのであります。

我々は、例えば特定の土地を指すことはやめますけれども、業者同士が競い合う、この競い合いがいい結果をつくるのであれば、それは結構でしょう。いがみ合うという結果になった場合に、行政が介入することが果たして正しいのかどうかということまで思いをいたしながら側面的な支援をするということが必要だろうと思えますし、それから打ち上げ花火も必要でしょう。その打ち上げ花火を契機として結束が固まっていくということも必要でしょう。地道な努力をすることをそれぞれの業者の方々が理解をしてくださっている。

烏賊様レースというのは、本当に初めはイカサマだった。ところが、今や烏賊様レースという名前を定着させてしまったのです。賭博にならないレベルでお金をかけてもいいような形をつくった

りして、これが観光の目玉になっているということも、これは工夫が成功したケースだと私は大変このケースを高く評価をしているところであります。行政が烏賊様レースを考え、銀座でやったとき本当は下風呂のイカ使えなかったのです。千葉でイカ買ってやっていたのです。そういう工夫まで凝らしているというところに民間の力がいかに大きなものであるかということに気づくところでありまして、それを刺激するのが行政の力であると、議員のおっしゃる「引き出す」という意味であればそういうことになると考えますので、そのような方向で今後とも一層の努力を傾注してまいりたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 一つだけ申し上げます。

今市長が行くところがないというふうなお話をされましたけれども、我々は2回も3回も行くような気持ちになれないということがあるわけですから、2回も3回も行きたくなるような努力が必要だと、こう思います。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで慶長徳造議員の質問を終わります。

10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。14番鎌田ちよ子議員。

（14番 鎌田ちよ子議員登壇）

○14番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党、清風公明クラブの鎌田ちよ子でございます。私は、2年前、市民の負託を受け、市政に送っていただいて以来、「人に優しい福祉の街づくり」、「お子様からお年寄りまで安心して住める街づくり」を目指し、我が身を戒めながら今日まで全力で取り組ませていただいております。今後も市民の皆様の幸せを願い、市政の取り組みについて提案し、ご所見を伺ってまいります。市長並びに教育委員会委員長、市長部局の皆様におかれましては、希望の持てる明快なご回答をお願いいたします。

それでは、むつ市第185回定例会に当たり、通告の順序に従い一般質問を行います。

第1の質問は、自動体外式除細動治療の必要性和現状、今後の取り組みについてお伺いいたします。平成16年7月、厚生労働省より非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について新しい解釈が示され、12月、消防庁より各都道府県、消防防災主管部長並びに各指定都市消防長あてに救急隊員、救急救命士、一般消防職員、さらに一般市民に対しても、必要な講習の実施を行うよう体制の整備を求める文書が寄せられました。ところで、全国では毎日100人近くの方が命を落とす心臓突然死、原因の多くは心臓の拍動が不規則に乱れ、血液の流れがとまる心室細動にあると言われております。心臓の心室が細かく震え、ポンプ機能が失われる心室細動が原因、この細動を取り除く処置は、1分おくれると救命率が10%落ちるとされ、3分以内にAEDを使用した処置を施すと救命の可能性は70%、一刻も早い電気ショックが必要であり、心臓の働きを正常に戻すAEDの普及が救命率向上の決め手であります。

青森県では、119番通報から現場到着まで約6分かかると伺いました。発症から連絡まで1分、救急車到着まで6分、AEDを使用した処置準備

に1分、ここまで8分を要し、救命の可能性は20%から30%であります。その中でも脳が正常に回復できる可能性があるのは、発症してから3分以内に心臓の機能が回復した場合に限られており、1分1秒を争うものであります。

命を救うためには、救急車が到着する前に現場に居合わせた人が心肺蘇生法や心臓マッサージを行うとともに、このAEDを使用し、最初の数分以内に救命活動ができたかどうかで生死を分けるかぎとなります。このようなことから、私たちの身近なところにどれだけAEDが配置されるかが救命効果の大きさにつながります。

日本における病院外での心停止の発症件数は、年間2万から3万件、この数字は交通事故による死者数の三、四倍に上ります。店舗や施設などでお客様や来場者が突然倒れてしまったとき、救急車が到着するまでの数分間、生死を左右するのは早期の救命措置です。日本では、これまでAEDを使用できるのは医師や救急救命士に限られていましたが、2004年7月から、救命のためであれば一般市民も使えるようになりました。AEDの操作は、音声ガイダンスに従い簡単に使えます。使い方は、患者の胸にパッドを張ると自動的に心電図を解析し、電気ショックが必要な状態かどうかを判断、必要な場合にのみ「ボタンを押してください」と音声で指示が出る仕組みです。欧米では、AEDが空港や駅、競技場、学校などの公共施設に備えられ、初めてでも簡単に操作できることから、救命に大きな効果を上げてまいりました。

八戸市は、本年4月から四つの小・中学校に配備されたとの報道があり、郡山市は市役所、市総合体育館、市民文化会館など7施設に設置、昨年4人の市民にAEDが使用され、3人が社会復帰されていると伺いました。もし学校や公共施設にAEDが設置してあり、必要な講習を受け、知識と使用技術を習得した人が近くにいたとしたら、

3分以内の処置及び心臓機能回復が行われ、救命の可能性が70%に上がり、脳への後遺障害の可能性もかなり低くなります。学校や公共施設に対するAED設置は、人命にかかわる緊急の課題と認識いたします。自動体外式除細動器(AED)治療の必要性和現状、今後の取り組みについて市長のご所見をお伺いいたします。

第2の質問は、発達障害者支援についてお伺いいたします。昨年12月3日に待ち望まれていた発達障害者支援法が成立し、本年4月1日から施行されています。これまで自閉症や高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)などの発達障害は、法律や制度の谷間に置かれていて支援の対象とならない、あるいは特性に合った支援が受けられないまま放置されてまいりました。この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながるものとして大変期待されております。

先月若いお母さんから、初めての子供さんの子育てと深刻な悩みで相談を受けました。A君は、授業中落ちつきがなく、おしゃべりしたり教室の中を走り回ったり、時々先生の質問が終わらないうちに勝手に答えてしまう。宿題は忘れ、落ちついていないかと思うと、頭の中で空想がわいているのか、名前を呼んでも気づかない。A君は、発達障害である。注意欠陥多動性障害(ADHD)と診断されたそうです。文部科学省の調査によりますと、知的障害ではないものの、学習面から行動面で著しい困難を持っているとされている児童・生徒は、普通学級で6.3%に上るとの結果から、A君がどのクラスにも1人か2人はいるということになります。知的な障害を伴わない発達障害は、普通の子供との区別が難しく、そのために問題行動が本人や親のしつけによるものと誤解されてしまい、いじめや引きこもりなど深刻な二次的障害

を招きかねない現実があります。本市には、専門的に支援していただける機関がなく、保護者や当事者の悩みははかり知れません。

7月、仙台市発達相談支援センター「アーチル」の視察に行つてまいりました。「アーチル」の名称は、このセンターが障害者と市民のかけ橋になるようにとの願いを込めて、市民の公募によってつけられた愛称とお聞きいたしました。本人と家族が地域で自分らしく生活するため、乳児期から成人期までの各ライフステージのニーズに応じて、自己決定に基づいた一貫した相談支援と、地域の皆様や人や資源とのネットワークの中で本人と家族の育ちと暮らしを支える活動を展開されております。合併によりあいた旧泉市の庁舎を利用しており、立地条件も含め、すばらしい環境でした。

対象者としては、脳性麻痺などの運動障害や知的障害、自閉症、学習障害など、あらゆる発達障害のある方、またはその心配のある方で、子供から大人まで年齢を問わず、医師、保健師、保育士、教員、ケースワーカー、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がスタッフとして万全の体制でチームを組み、対応しており、また東北大学医学部とも提携し、専門医の診断を受けられる体制がとられておりました。

ところで、本年4月より発達障害者支援法が施行されました。発達障害に対しては、教育、福祉、保健、就労などの関係機関が連携し、幼児期から学齢期、そして就労まで一貫したきめ細かな支援策が必要です。市長並びに教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

以上、今回は2項目について質問いたします。明快なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長（杉山 肅） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、自動体外式除細動器、これは鎌田議員AEDとおっしゃっておりますが、オートメテッド・エクスターナル・デフィブリレーターと、こう言うのだそうですが、その頭をとってAEDです。この後については、自動体外式除細動器と言わず、AEDと略すことにしたいと思いますが、この必要性和現状、あるいは今後の取り組みについてのご質問であります。鎌田議員既に十分ご承知のとおり、平成15年9月12日、構造改革特区推進本部の決定として、医師などによる速やかな対応を得ることが困難な場合や、使用者が除細動器使用に必要な講習を受けていること等の条件をクリアすることにより、非医療従事者であっても除細動器を使用しても医療法違反とはならないという報告書が具体化されたところであります。これまでも救急医療対策には、平成3年に救急救命士制度を発足させるなど、病院前救護体制の充実には体系的な整備を推進し、努めてまいったところであります。

AEDは、心臓に一過性の、高いエネルギーの電流を流し、この電気ショックによって心臓の異常な興奮を抑制して、正常な刺激の発生と心臓の動きを取り戻す治療法であり、迅速に実施された場合ほど救命率は良好であることが示されており、操作についても自動音声で使用者に警告するなど安全に使用できるさまざまな配慮がされているようであります。

県内の状況を見ますと、八戸市が行政施設と市内中学校に6台配置しているほか、青森市がことし10月から行政施設10カ所と市内中学校21校に配置する予定と伺っております。全国的に見ますと、公共の場所以外にも配置されるようになり、現在開催中の愛知万博会場には100台もの除細動器が配置されたようであります。

市の救急医療体制や病院前救護体制は、これまで関係者の努力により充実強化が図られてきたところでありますが、これより一層推進するためには救急隊員の現場到着を早める体制と並んで「救命の連鎖」をその出発点において、より多くの人々の参画により強化することも必要であると考えているところであります。

これまでむつ消防署で開催した21回の普通救命医療講習会においては、消防団員30名、各事業所職員356名、学生243名、町内会、PTA等61名、計690名の講習修了者がおりますことから、今後は一般市民を含め、幅広い非医療従事者が参画した救急医療体制づくりを進めるとともに、市には行政施設、福祉施設、スポーツ施設等公共的施設が62カ所ありますことから、来客者の多い施設を重点的に平成18年度より順次計画的にAEDを配置してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、発達障害の支援についてのご質問にお答えいたします。これまで発達障害については、知的障害など他の制度とは異なり、必ずしも明確な支援策がないため、議員お話しのとおり、発達障害を定義づけて障害を抱える方々を支援するために発達障害者支援法が昨年12月3日に成立し、本年4月1日から施行されております。この法律は、自閉症、高機能自閉症に属するアスペルガー症候群などの発達障害者には症状の発現後、できるだけ早期の支援が特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し、学校教育等のもとより、生活全般にわたる支援を図ることを目的としております。

ご質問の第1点目、保育所の現況についてであります。現在むつ市には公立6カ所、私立10カ所、合計16カ所の保育所及び園があり、約1,300名

の乳幼児の保育を行っております。このうち発達障害に限定してはおりませんが、知的障害や身体障害など障害を有する児童については公立3カ所、私立6カ所、合計9カ所で受け入れ態勢があり、現在公立2カ所、私立4カ所において計10名の障害児の保育を実施しております。

障害児の内訳は、知的障害の中度3名、重度5名、知的障害の中度及び身体障害1級が1名、知的障害の最重度及び身体障害6級が1名となっております。保育士の配置基準では、障害児童3名に対し、保育士が1名となっておりますが、障害の程度や内容によって基準以上の配置を心がけ、対応するようしております。

次に、ご質問の第2点目、総合的な支援についてであります。発達障害者支援法にありますとおり、発達障害児に対しては障害の症状の発現後、できるだけ早期に支援を行うことが重要であり、このことから、市では母子保健事業の一環であります10カ月児から3歳児までの健康診査において、言葉を含む発達、発育のおくれがあると認められる幼児、児童に対し、家庭訪問や「すこやか発達相談・遊びの教室」を開催し、家庭でもできる勉強会を実践するなど、父母の悩み、不安の解消を図る事業を展開しております。

さらには、「認知・言語プログラム指導」、「保育所・幼稚園巡回指導」を実施しているほか、県総合福祉センターとタイアップした「現地親子指導」による適切なアドバイスをするなど、地域の関係機関とネットワークを組み、きめ細かに指導を実施しております。今後は、発達支援に関する専門性を確保するなど、必要な体制の整備に対応していかなければならないものと思うところがございます。

国では、これまで21都道府県、指定都市の自閉症・発達障害者支援センターの整備を進めてきたところではありますが、平成19年までに60都道府県、

指定都市の自閉症等の発達障害児に対する相談支援、療育支援、就労支援等を総合的に行う地域の拠点として支援センターの体制整備を図ることとしております。発達障害の範囲が学習障害や注意欠陥多動性障害なども含み、これまでよりも拡大する可能性も大きいことから、その対応を十分行わなければならないものと認識し、努力する所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、小・中学校の現況等につきましては、教育委員会から答弁があります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員の発達障害支援についてのご質問で、小・中学校にかかわることについてお答えいたします。

初めに、小・中学校での発達障害児についてありますが、平成15年2月に国立特殊教育総合研究所が実施した学級担任の判断による「個に応じた教育の実現に向けての実態把握調査」によりますと、発達障害と思われる児童・生徒は鎌田議員ご指摘のとおり、全国では通常学級に6.3%在籍しており、青森県全体では約3.2%、旧むつ市全体では約2.9%在籍しているという結果が出ております。新むつ市となってからの調査は実施してはおりませんが、各学校からの情報及び教育委員会の学校訪問などから、現在のところ学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症と思われる児童・生徒は数校に在籍しており、通常学級で配慮しながら指導を行っているのが現状であります。

このような発達障害と思われる児童・生徒についての支援につきましては、議員ご指摘のとおり、ことし4月から施行されました発達障害者支援法におきましても、教育における支援の必要性が明確に位置づけられており、学校現場でもこれまでの特殊教育対象の障害だけでなく、さらに拡大した特別支援教育の推進に取り組んでいるところで

あります。

青森県では、平成15年度と平成16年度、文部科学省から「特別支援教育推進体制モデル事業」の指定を受け、県内すべての小・中学校で特別支援教育の体制整備が図られてまいりました。具体的には、小・中学校での特別支援教育に関する校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターを校内の教員の中から指名すること、多動傾向等の児童・生徒が在籍する学級への支援員の配置、大学教員などで組織された特別支援教育の専門家チームの派遣、学習障害等に関する研修会の実施などが行われてまいりました。これらは、今年度から青森県単独の新規事業としての「地域における特別支援教育充実事業」に引き継がれて実施されているところであります。

むつ市におきましては、昨年5月に各小・中学校に特別支援教育の校内委員会の設置と校内の教員の中に特別支援教育コーディネーターを位置づけることをお願いしましたが、新むつ市になった今年度は、すべての学校32校に既に位置づけられたところであります。

特別支援教育コーディネーターは、各学校の発達障害と思われる児童・生徒への支援体制のかなめとして、校内はもとより保護者及び校外の児童相談所、養護学校、教育委員会などの関係機関との連携、協力体制づくりを行うなど、支援のための重要な役割を担うことが期待されているところであります。なお、県内各地域と比べますと、今年度むつ下北地域は、コーディネーターの校内での指名については県内で唯一100%の指名率となっていることも申し添えておきたいと思っております。

また、今年度からむつ市教育研修センターで行われます研修講座の中に「特別支援教育研修講座」を新しく設け、10月25日に実施する予定になっております。この講座は、通常学級の担任を主な対象としまして、発達障害についての理解と対応に

ついて研修し、より一層専門性を高めていただくことを目的としております。そのほか、各学校の特別支援体制の整備充実のため、学校訪問等を通して必要な指導、助言を行ったり、関係保護者との就学相談の中で情報提供や専門的な相談先の紹介など、必要と思われる支援を行っていくようにしております。特に次年度就学予定の学齢児童につきましては、学校保健法の規定に基づき毎年11月までに就学児健康診断を実施することになっており、当市におきましても、健康診断と知能検査を実施しておりますが、その際発達障害の有無につきましても十分な観察と情報収集を行っているところであります。

通常の学級では、十分な教育的効果が期待できないと思われる場合は、保護者の理解を得ながら、医師、教員、学識経験者などで組織される就学指導委員会からの判断を受けて就学する学校を適正に決定しているところであります。あわせて今年度は特に保育所、保育園、幼稚園のご協力をいただきながら一層の連携を強め、次年度就学予定で発達障害と思われる幼児についても保護者との十分な就学相談ができるよう努めているところであります。

むつ市教育委員会といたしましても、県立むつ養護学校との一層の連携を図り、県の事業なども活用しつつ、発達障害と思われる児童・生徒がよりよい学校生活を送られるよう、また同時に保護者の不安が解消されますよう支援体制の整備に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

昨年むつ市議会第182回定例会において、自主防災体制の整備強化と、災害情報の収集、伝達体制の整備についてとして一般質問いたしました。

昨日むつ市としては初めて行われた総合防災訓練を参観いたしました。海上自衛隊、陸上自衛隊、航空自衛隊、むつ警察署、むつ消防署、大湊消防署、そして防災ヘリなど、プロの方を中心とした大がかりな訓練でありました。今後は、市民も巻き込んだ訓練として安心、安全な市民生活のため、自主防災の取り組み、総合防災訓練を継続的に行っていただきたくお願いいたします。

この中でAEDが訓練の中で登場いたしませんでしたので、その部分はちょっと残念に思い、参観の後、関係機関の方とお話ししましたところ、音声ガイダンスの声が皆様に届かないのではないかとこのことで、この部分は今回は訓練のメニューに入れませんでしたとのこと。今後はこの部分も訓練のメニューに入れていただきたくAEDに関連したお願いといたします。

ところで、普通救命講習には、観察要領、気道確保要領、人工呼吸法、止血法、心肺蘇生法が組み込まれています。当市においても、本年1月よりAEDの使用方法を加えた講習内容に変更されました。地震や台風など、災害は突然に起こってまいります。私たち議員を含め職員の皆様は、市民の生活と安全を守るための責任があり、最大限の努力をしなければならぬと思います。

先ほど講習会修了者が690名とお聞きいたしました。以前私も2回ほど講習を受けております。ところで、市長部局の皆様を初め市の職員は救命講習を受けられているのでしょうか、市長にお聞きしたいと思っております。

次に、要望としてお願いしたいことがあります。県内外では心臓病の突然死を防ごうと民間も含め取り組まれております。心室細動の場合は、1分おくれるごとに救命率が10%低下すると言われ、心臓停止が5分以上になると意識の回復が難しくなり、社会復帰することができなくなります。心臓震盪は、胸部に衝撃に加わって心臓が停止して

しまうことで、心臓病を患っていないくても突然死につながる危険性があり、特に発育過程で胸部がまだやわらかい子供に生じやすいと言われております。

スポーツ中に心臓が停止してしまう心臓震盪により突然死する子供の命を救うこと、そして友達の命を救う方法を学ぶことは、生きた命の教育につながります。先ほどのご答弁にもありましたように、愛知県内で開かれている愛・地球博の会場には、100台に及ぶAEDが設置され、5月30日、狭心症の男性62歳がAEDで救命処置を受け、一命をとりとめました。また、6月11日、企業の展示館前で男性41歳が心臓発作で意識不明になり、これを見た男女3人連れが急ぎかけつけ、会場に備えつけられていたAEDで応急処置し、回復しております。倒れた男性には狭心症の持病があったとのことでした。

AEDは、ノートパソコンほどの大きさであり、本体とコードでつながった電極パッドが二つついていて、これをパッド表面に描いてあるイラストどおりに右肩と左わき腹に張りつける。電源ボタンを押すと、機器が自動的に心電図を計測、分析し、必要でなければ作動しない。この間、「電極を接続してください」、「患者に触れないでください」、「除細動が必要です」、「通電ボタンを押してください」、「心電図を解析しています」など次々と音声による指示が流れます。国内では、メーカー3社から1台四、五十万程度で販売されているが、まとまると半額近くになるとお聞きしました。また、セコム株式会社ではレンタル方式もとっているとお聞きいたしました。先ほど順次計画的に配置という市長のご答弁でしたが、本市の救命講習では、1月からAEDを用いた応急手当を実施して、この応急手当を行える市民の皆さん方がいらっしゃいます。財政の厳しい状況は承知しておりますが、命は何にも増して最優先すべ

き課題であり、早期の設置をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市役所職員で訓練を受けているのがあるかというお尋ねであります。あさって講習会に参加させる市職員が11名、それから教育委員会の職員が26名ということでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、鎌田議員おっしゃるように、命は何物にもかえがたいものでありますし、高円宮もそういう症状であったのに、この機械を使えなかった。慶應大学の病院に駆けつけたときには間に合わなかった。その後日大病院に行けばよかったです。日大病院は、24時間心臓をとまった人の救命処置をできる病院なのです。そういうこともあります。この辺にそれだけの病院はございませんから、何よりも第1次救急と言われるこのようなことを実施する必要があると思います。

厳しい財政ではありますけれども、おっしゃいますように、大体六十数万円するのだそうですが、二十二、三万円にまで下がるだろうと、こういう観測もいたしております。これは、私むつ総合病院やその他の病院の各種の医療機器を購入する際の経験で申し上げているところでありますので、そのようにまとめ買いしましょう。その方が、我が方にいつ来るのだというふうに待っておられるよりは、出す方も使う方もさっぱりしていいではないですか。そうしましょう。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（鎌田ちよ子） 今市長の方からまとめ買いで皆様というお答えをいただき、大変ありがとうございます。

次に、発達障害者支援法のことについて1点お願いをいたします。発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義を自閉症や学習障害などの脳機能障害であり、症状が低年齢で発現するものと初めて明記されました。発達障害には、多岐にわたる

行政機関がかかわり、きめ細かな支援が必要です。今回この質問をするに当たり、市長部局、関係機関とお話しいたしましたが、現在本市ではそれぞれ所管が分かれており、そこにひずみのような違和感を覚えました。姉妹都市でもあります会津若松市は、以前の川内町役場のように、補修しながら昔のままの庁舎を本庁とし、それぞれ関係する行政機関ごとに別庁舎になって使用、運営されておりました。また、他市においても保健と福祉に関する機関はセンター機能を持たせ、別庁舎としておられるところが多くなっております。川内庁舎がありますが、「川内が100%活着している自然と人との結晶、川内町役場庁舎」として、皆様ご存じのように、すばらしい環境と建物です。この建物を初めて訪れた際、以前一般質問いたしました障害者や赤ちゃん連れのお母さんが安心して利用できる多機能トイレが設置されており、大変感動いたしました。今後地域活性に向けた取り組みとして、川内庁舎や新市の各施設を有効に活用するプロジェクト部門を置くなど、新しい街づくりを検討していただくよう強くお願い、要望いたしまして、質問の最後といたします。

○議長（宮下順一郎） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午後1時まで昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横垣成年議員

○議長（宮下順一郎） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番(横垣成年) 日本共産党、横垣成年、むつ市議会第185回定例会に当たり一般質問を行います。市長及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

まず第1点目として、入札制度についてであります。昨年しもきた克雪ドーム周辺整備として外構整備工事が発注されました。市内のJVが落札し、落札率は95.23809%、また同年産業会館の建設も発注されました。同じく市内の別のJVが落札し、落札率は95.23809%と小数点以下5けたまで全く同様の落札率でありました。たまたま一致したとしても、驚くほどきれいに一致し過ぎであります。

日本弁護士連合会は、2001年に「入札制度改革に関する提言」をまとめております。それによりますと、「95%以上の落札率は談合による入札と推定される」と指摘しています。まず、旧むつ市の落札率はどのような状況だったのか。1年間に入札にかけた1,000万円以上の事業が何件あり、年間平均落札率はどうだったのか、最近5年間の状況をお聞きいたします。

次に、入札制度のあり方についてです。私の集めた資料によりますと、落札率が95%以上がほとんどとなっており、日本弁護士連合会の指摘のように、談合があるのではと私も思わざるを得ません。入札改革に取り組んでいる八戸市は、2004年度の平均落札率は80.7%となっており、かなりの税金の節約となっております。むつ市は、今のままの入札制度を今後も続けるつもりなのか、それとも何か考えていることがあるのかどうか。財政が大変と言いながら、高どまりしている落札率を温存するというのは納得がいきません。お聞きいたします。

第2点目として、教育行政についてです。新しい歴史教科書をつくる会の方から私のところまで参考資料が送られてきました。「史」特別号とい

うものです。それによると、新しい歴史教科書をつくる会は、平成9年に「従軍慰安婦の日本軍や官憲による強制連行の記述が歴史教科書に登場したことを契機に発足した」とあります。また、太平洋戦争に突入した日本を「動機的面からいえば、日本の南方進出はあくまで自存自衛のためであり」とし、侵略戦争を否定する立場に立っております。

日本は、1931年の満州事変をきっかけに中国侵略を始めました。当時の国際連盟は、満州事変の全容調査をするため、イギリスのリットン卿を团长として調査団を派遣しました。リットン調査団の報告は、「満州国が地元住民の自発的な意思による独立だ」とした日本の主張を否定する一方、「中国東北部に日本が持つ権益は歴史的に無視できない」とし、日本の立場にも配慮したものであります。国際連盟は、リットン調査団の報告書を42対1で採択しました。この1は、反対した日本だけでありました。これをきっかけに日本は、国際連盟に不満を持ち、1933年3月に国際連盟を脱退いたしました。以後日本は、国際社会を無視し続け、孤立の道を歩むことになりました。

リットン卿の回顧録が私の記憶に残っております。「日本は、満蒙線を守ることが日本の生命線だと主張するが、我々は幾多の困難を乗り越え、多くの犠牲を払って築かれた国際秩序を守ることが我々の生命線なのだ」とリットン卿は回顧録に残しております。

戦前の日本は、国際秩序を乱し、人間の知性、理性を否定する文明国と言えない野蛮な国だと諸外国に言われ、私も否定する理由を見つけることができません。侵略戦争を否定し、国際社会から孤立した戦前の日本を正当化する新しい歴史教科書をつくる会の教科書採用の是非についてお聞きいたします。また、同教科書に対するむつ市の基本的な姿勢と今後の対応についてお聞きいたしま

す。

次に、就学援助金制度についてであります。教育基本法には、第3条に教育の機会均等を掲げ、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない」とあります。それを受け、設けられている制度が就学援助制度であります。教育基本法のすばらしい一面であります。一方、弱肉強食社会を目指す小泉内閣にとっては邪魔な条文の一つでありましょう。就学援助制度にかかわる国の補助金が三位一体改革で一般財源化され、廃止といううわさがあるが、廃止した場合どのような影響があるのかお聞きいたします。

また、子供の教育にかかわること、廃止により父母の負担がふえ、負担できない父兄の子は差別されることにならないか。教育基本法にのっとった公平な教育に努力すべきでないかお聞きいたします。

第3番目として、むつ市政についてです。大型公共事業と福祉等について。杉山市政が誕生して早速行われた大型公共事業が昭和63年、田名部駅前買い物広場事業であります。22億円をかけて行われました。以後私が調べた範囲では、10億円を超す事業が19件行われました。ほぼ毎年事業が計画された計算になります。まさに杉山市政の20年間は、大型公共事業優先の市政だったのではないのでしょうか。また、これらの事業により杉山市政はどのくらいの借金をふやしたことになるのかお聞きいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

順序が前後いたしますが、お許しをいただき、

まず入札制度のあり方についてお答えいたします。

現在施行されている入札制度は、地方自治法に基づく制度として一般競争入札、指名競争入札、随意契約による入札、契約方法が確立されており、これを基本として各自治体では公正性や公平性及び経済性の確保が図られる入札が執行できるよう実施体制づくりをしてきているところであります。当市における公共事業に関する入札制度及びこれまで行ってきた改善の概要について申し上げますと、平成13年4月に施行されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の立法趣旨を踏まえ、より一層の入札契約の適正な執行及び透明性の確保を図るため、平成13年9月に「むつ市公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱」を制定し、毎年度の工事の発注見通し、指名競争入札参加者資格及び指名基準等の規程、入札及び契約の過程、契約内容等の公表を実施してきたところであります。その後「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定されたことにより、透明性の確保、公正競争の促進、不正行為の排除の徹底がより強く求められたことに伴い、平成14年6月、「むつ市公共工事予定価格事前公表事務取扱要領」を制定し、予定価格の事前公表を実施しております。これにより現場説明を原則的に廃止することで事前に他の指名業者との接触を防止できるほか、指名停止措置または資格取り消し措置を講じたときには、その業者を公表することとしております。

当市の入札のあり方についても改善の余地はあるかと思いますが、公共工事に対する住民の信頼及び請負業者の育成、地域経済の活性化にも意を用い、特殊な工法、機械または設備を使用する工事を除いては共同企業体を結成していただくなどの運用をして地元業者への発注を最優先に考え

た指名競争入札を実施してきておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、落札率についてお答えいたします。予定価格の事前公表制度制定後における予定価格が1,000万円以上の工事請負についての工事発注件数と落札率についてお答えいたします。平成14年度の発注件数は20件で、落札率95.71%、平成15年度は発注件数19件、落札率95.94%、平成16年度は発注件数13件、落札率96.66%、平成17年度につきましては、8月25日までの発注件数で15件、落札率は95.22%となっておりますので、ご理解を賜ります。

次に、私が市長に就任以来、大型公共事業中心であり、市民福祉が後退したのではないかとの趣旨のご質問であります。まず、大型公共事業とは何かということではありますが、国・県等が広域かつ複数年度をかけて大規模に行う事業であって、市町村レベルで行う学校や病院の建設あるいは生活道路の整備等は全く次元の違う話であります。今まで私が取り組んでまいりました事業は、大まかに振り返ってみますと、まず沿岸漁業の振興対策として、関根浜地区、角違地区及び奥内地区の漁港整備事業を、また危険校舎の解消と教育環境の充実のために平成15年度で完成しました奥内小学校を初め三つの中学校と二つの小学校の全面改築等を行いましたほか、生涯学習の拠点として開館以来多くの方々からご利用いただいております市立図書館を開館することができました。このほか、当時の厳しい条件を付されて事業をしなければならなかった電源三法交付金を活用したかまふせパノラマラインの開通、早掛レイクサイドヒルキャンプ場の設置、産業振興拠点施設及びウェルネスパーク整備事業等を行っております。これらの施設の整備充実に伴いまして、時間の経過とともに市内外との交流が進み、企業誘致や人口定住等への波及効果が生じることで地場産業や観光産

業のみならず、この街全体の活性化につながるものと考えております。さらに、一部事務組合の範疇ではありますが、むつ総合病院の新築と医師の確保対策を進めることで、今日では公立野辺地病院や県立中央病院まで救急車を走らせることなく、この地域で医療サービスを受ける体制を整備することができました。また、消防本部及びむつ消防署の新築により防災能力の充実を図るとともに、ダイオキシンの規制強化に対応してごみ焼却施設の新築も行ったところであります。

これまで実施してきました多くの事業は、快適な生活環境と充実した地域医療の提供、防災体制の充実強化、地場産業の振興及び豊かな教育環境など、いずれも日常生活に密接に関係するものばかりであり、同時にそれらの拠点となるべき施設でありまして、多くの市民の皆様にご利用され、喜ばれておりますことをご理解いただきたいと存じます。

なお、20年間でどのくらいの市債がふえたかとの質問でございますが、私が就任した翌年度と平成15年度末を単純に比較いたしますと、その差は約134億円となっております。この中には税や地方交付税の減収を補うためのものや、民間事業者地域総合整備資金として貸し付けを行うために借り入れたものなども含まれております。市債の活用は、事業の円滑な資金調達に加え、世代間の公平な負担を目的に行うものであって、負担だけを後世に残すものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 横垣議員の新しい歴史教科書をつくる会についてのご質問にお答えいたします。

今年度は、平成18年度から4年間、中学校で使用する教科書を決定するいわゆる採択の年になっ

ております。まず最初に、採択についての順序や方法の概略についてご説明いたします。

採択の方法は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められておりますので、この法律に基づいて採択を実施しているところであります。小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありまして、法律に基づいて青森県内では採択地区として九つに分かれております。その一つに、下北むつ地区があります。学校の教員等から成る調査員を各教科3名から4名で構成し、その調査員による共同調査、研究を踏まえて、各市町村教育委員会教育長、校長会代表、PTA代表による協議員で教科書採択協議会を開催しております。また、採択に当たっては各市町村教育委員会の意見などもあわせて公平、公正の立場に立って総合的に判断し、検定を受けた教科書から最終的に1社の教科書を採択しております。

なお、議員のご質問であります中学校社会科の教科書については、新しい歴史教科書をつくる会の扶桑社の教科書も含めた6種類の中から下北むつ地区では、「歴史・公民」については内容や分量、表記・表現等を総合的に判断して東京書籍を採択したところであります。

次に、教科書採択に対する基本的な姿勢と今後の対応についてであります。教科書の選定にあたっては次のことに留意しております。一つ目は、教育基本法に定める教育の目的・方針に照らして適切であるか。二つ目は、学習指導要領の目標・内容に照らして適切であるか。三つ目は、生徒の心身の発達段階に適切であるか。四つ目は、地域の実態や個に応じて活用できるようになっているか。五つ目は、印刷・製本・体裁は適切であるか。今後とも以上の基本的な考えをもとに、新しい歴史教科書をつくる会の教科書についても他社の教科書と同様、前に述べました教科書採択の順

序、方法に従って進めていきたいと考えております。

教科書の採択については、昨年度は小学校で採択、今年度は中学校で採択という順序で実施し、次回はそれぞれ4年後に予定しております。今後は、ここ2カ年で採択した教科書が指導上どのような効果を上げ、またどんな課題があるか等の実態を把握しながら、次回の教科書採択の参考資料としていきたいと、このように考えております。この点につきましても、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

ご質問の2点目、就学援助金制度についてであります。これは経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費等を給付して就学援助をするというものであります。平成16年度までは、要保護及び準要保護児童生徒援助費の2分の1の範囲内で国からの補助がありましたが、今年度からはそのうち準要保護児童生徒援助費が国の三位一体の改革により財源が地方交付税に算入されていることから、準要保護児童生徒に係る補助金が廃止されました。なお、今年度の新むつ市当初予算では、対象児童・生徒570人のうち準要保護の対象児童・生徒535人分を市の一般財源で賄うこととなり、その費用2,365万8,000円は予算措置されておりますことから、全額市が援助し、日常の学校生活に影響の出ないようにしているところであります。

この援助費を廃止した場合、どのような影響があるのかとのお尋ねであります。対象児童・生徒の保護者には経済的な負担がふえることとなります。教育基本法の中にあります「教育の機会均等」を図ることができなくなるだけでなく、児童・生徒の教育並びに義務教育を保障するという観点からしても憂慮いたしているところであります。したがって、教育委員会といたしまして

は、将来ある児童・生徒を育てていくためにも、この制度は堅持していかねばならないものと考えておりますので、今後ともご理解とご支援を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） まず最初に、入札制度について再質問させていただきたいと思っております。

市長の答弁ですと、今までどおりのやり方で今後ともやっていくという内容でございました。私としては、やはりこの95%以上の落札率というものに何も手をつけないという姿勢はこれから変えていかなければならないという立場に立っております。

それで、八戸市は、先ほども紹介いたしましたように、80.7%、このような落札率になっております。私は、落札率がとにかく低ければいいという立場には立っておりません。今の八戸市は、もうどんどん下がって行って、70%とかというふうになっている落札率もあったりして、今度それを請け負う業者がもう赤字を覚悟で手を挙げなくては行けないと、そういう状況で粗末な仕事、また使われている人がそれこそ低賃金、そういう形で仕事をせざるを得ないという状況にもなっておりますので、ただ低ければいいという立場にもまた立っていないということも表明させていただきませんが、まず再質問として、この95%、せめて八戸市までいかないまでも八十数%という形に何とか落とすことはできないかという再質問であります。

まず、四つ、私として提案があるのですが、ちょっと私も詳しいことは、まだ勉強不足でわからないのですけれども、東京大学の公共経済学を担当している金本良嗣さんという教授がいろいろ入札制度の改革を提案しておるのですが、それによりますと、市長は先ほど、例えば地元企業、JVという形で地元企業優先に仕事を発注するという、そのこと自体は大変いいことではあるのです

が、逆に高い落札率で仕事をさせるということが地元の競争を阻害してしまう。市長もよく言うのですが、やっぱり競争で淘汰されていくというのが民間のいいところなのです。そこで、新しい技術を導入した企業がどんどん勝ち残っていく。そして、当然新しいシステムなり考え方を取り入れた企業が安い価格で事業を行うと、そういういい効果が民間にあるというところがやっぱり民間のいいところで多分市長も認識しておられると思うのですが、そういう立場に立つならば、もう地元をとにかく優先してJVを組ませてやるということは、結局地元の競争を廃止してしまって、地元のそういう受注する企業が余り新しい考え方で事業をやらなくて、従来どおりの考え方でやってしまって、なかなか改革が、企業自体が進まないというふうな停滞を生むということがあるわけです。この高どまりの落札率はそういう民間業者を刺激する意味でもやっぱり低めの方がいいと思うのですが、まずその点についてちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 入札システムには幾つかの方法があります。今最も進んでいると言われているのがIT入札というシステムがあります。これは、横須賀市で先進的な入札方法として採用したシステムでありまして、ここも70%台まで落ちているのです。なぜそう落とすことができるか。自転車操業です。IT入札、横須賀市には三千数百の業者があるのです。無差別に選ぶ。競争相手がだれかがわからない、そして、入札価格を決めるには業者の中から指名に入っていない業者を3人呼んできて、最後の3けた、1,000円台までの3けた、これをくじを引かせて、その引いたくじの額を当てはめるというやり方をやっているわけがあります。こういうシステムもあります。

また、八戸市、横須賀市は八戸市よりうんと大

きなまちですが、工事に使う材料を納入する業者の競争がまず激しい。むつ市のレベルですと、そんな激しい競争をしてくる納入業者はそんなにいないのです。従来のおつき合いのあるところを大事にして、できるだけ自分の会社の経営を安定的に運営しようとする業者が、これはどの業者が入札資格を持っているかというのは不明なのです。でも、一応自分のところで試算する際にはそういう業者から、本当のことを言いますと、これは盛岡市に、建設単価をこしはこの値段だろうというふうに判断したものを本にして出している会社があるのです。これは、国土交通省で指定している業者なのです。こういうものを参考にしながら設計を見直す。現場説明やっていませんから、設計は本当はわからないです。ただ、設計の内容だけは一応見当つくということになっていますけれども、そのような検討をして入札参加をするという、そういうことになっているわけです。ですから、入札方法をどのように選ぶかということからまず検討し、そして地元の業者がどういう環境に置かれているかということにも配慮しなければなりません。今進めている価格を公示するシステムは、平成14年に取り入れたものであって、それ以前はこちらの設計価格が幾らであるかがわからない仕掛けになっていたのを、今は設計価格はこうですよというのを明示している。平成14年度に改定していますから、まだ4年目なのです。しかし、設計価格の示し方をどうするか、これは間もなく改定を検討しなければならぬでしょうが、今日のところ、改定するという考えはないということでありまして、未来永劫にこのままいきますということをお願いしているわけではないのでありますから、今の制度の中にどういう問題があるかというのを常に検討しながら取り組んでいるということと理解をいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 4点だけ具体的に再質問させていただきます。

まず一つ目として、工事完成保証人制度というのは、むつ市でもあると思うのですが、こういう制度を廃止することはできないかどうかということです。この金本東大教授も「談合を防止するためには談合やぶりの便益を大きくし、談合組織が談合やぶりを罰するのが難しくなるようにすればよい」と、ちょっと難しい表現なのですが、それをしてるのが工事完成保証人制度だというふうに指摘して、ちょっとこら辺、こういう制度の中身とこういうのを廃止することができないかということでありまして。

そして、二つ目として、さっきJVを組ませて地元優先ということでありましてけれども、私が言ったように、落札率が高どまりですから、確かに私も地元の企業は大切にしないといけないとは思いますが、もう必ず地元におりるとなると、なかなか努力をしなくなるというふうなところをやはり刺激する意味でも、2番目としてアウトサイダーの参入の促進。同じ入札でも地元だけでなく、ほかの方にも呼びかけて参加してもらおうという、そういう形のもの、全部そうするとほかの方に持っていかれるという可能性も出てくるのですが、それはまたそうしないで、たまにこういうアウトサイダーの参入を促進するとか、そういうことを検討できないかと。

三つ目として、指名企業名を入札まで非公開にする、こうするべきだというのもこの金本さんは主張しておりまして、こういう点でもどうか。やはり公開にすると、公開にした企業同士でいろいろ打ち合わせをしてしまうということで、こういう非公開にできないかと。そして、四つ目として、市長も言いましたJVで地元を優先に仕事を発注するというのですが、このJVというのがこの金本教授によると談合の温床になっていると。

結局ある会社とある会社が組むのがJV、ジョイントベンチャーで共同企業体ということです。一つの会社ではなかなか請け負うことができないという事業については自分の持っていない技術を持っている会社と組んで、それを受注するというものですから、最初からもう打ち合わせをするというのが前提になっているのがJVだと。だから、こういうJVというやり方を基本的にやめるといふ形での改革をすることはできないかどうか。この4点についてお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 工事完成保証人制度というのは、今いろんな弊害を生むというお話ですが、必ずしもそうでないのです。これは今はほとんど使われておりません。保証会社というのがありまして、これは保険料を取って工事の完成を保証するという一種の保険会社です。ここの保証書があれば、それを保証人とみなして受注することができるということになっていますから、工事保証というシステムは何%でしょう、かなりパーセンテージが低くなっているということは確かです。

それから、アウトサイダーを入れることで技術レベルが上がるのではないかと。技術レベルは、もう地元業者同士で猛烈に研さんを積んで、うちが一番新しい技術を身につけているというように、これはほかに出しても恥ずかしくないレベルで工事を完成する能力があるというふうに私どもは判断しております。これは、毎年度業者のランクづけを行います、その中でどういう技術を持った人が何人いるかということまで審査をいたします。ですから、技術レベルでアウトサイダーと差がつくということは、今日では考えにくいのであります。

それから、指名業者を公開しているのではないかと。この業者は、このランクにありますというのは、今申し上げたように毎年度当初で公表します

が、この工事に関して、この事業に関してはだれが指名になっているかわかりませんよという仕掛けにしてあります。でありますから、その点については東大の教授は当てにならない。そういうケースもあるということも指摘しているのだと思いますが、そういう指摘になるべく該当しないように、しないように我々は努力しているということもおわかりいただきたいと思えます。

JVというのは、お話しのように、物すごい高いレベルの技術を求める際にそれぞれ特徴のある技術を持っている会社が組むということであって、組ませてこの工事やらせませすという意味ではないのです。JVを組んでも、それは一業者として扱われるだけで、ほかの業者も指名に入ります。ですから、JVを組んだから、随契で工事をさせるということでは決してありません。JVも公正な競争に参加するというだけの問題であります。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 私の四つの提案がことごとく実らなかつたのでありますが、既に廃止しているというのも説明がありましたけれども、私はこのアウトサイダーはやっぱり検討した方がいいというふうに思っております。確かに私も実情はよく調べていないのですが、技術がそれほど高いというふうには思っておりませんでしたので、ただこの95%以上の落札率というのから見れば、なぜ、では八戸市はこういう80.7%まで落札率を下げるができるのか。これは、最初の予定価格の設定の仕方にむつ市と八戸市で違いがあるのかもしれない。そこまではちょっと私も知りませんが、行政の財政が大変だという立場に立つのであれば、やはりこの95%というのをもう少し安い値段で受注するところはないか、そういう立場で検討するべきではないでしょうか。そういう基本的な姿勢も、95%の高どまりの落札率はもうし

ようがないという立場にまず基本的に立っているのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） これは、既にお答えしたことでありますけれども、工事に使われるいろんなものを納入する業者間の競争が激しいのが人口30万以上のようなところ、あるいは工事の発注が100億円を超えるようなところでは、その請負業者ではなくて、請負業者にさまざまなサービスを提供するところの競争も激しいということなのです。むつ市の業者のように、A級の業者は限られ、数多くありません。横須賀市だって70切っているということなのです。これは、三千数百の業者があつて、ランクづけを特にしないで、やれない業者がとって、やれる業者に下請させているというものなのです。そういう事業を進めたら、それは死ぬのはどんどん死んでいけということを言っているわけですから、自転車であろうが、一輪車であろうが乗ってこいという言い方です。そうではなくて、役所と業者が共存できる折り合いのつくような事業の発注の仕方をする、そのことによって雇用も保障されるということをお考えいただかないと、落札率が低いから、それでいいということだけで割り切れるなら、こんな楽なことではないのです。ただし、でき上がったものがどんなお粗末なものであって、検査をやり直し、やり直し、やり直しをして補完工事をさせることになると、低い金額で落札した工事、さらに追い打ちをかけて工事費の負担をさせるということ、これは役所は補償しませんから、そういう仕掛けがおのずとでき上がってくるだろうという予測は容易に成り立つわけでして、そのあたりもあわせてお考えいただきたいと申し上げているところであります。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 今の答弁ですと、95%の落札率には手をつけないという立場というふうに理解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。新しい歴史教科書をつくる会の教科書についての最初の方の質問で、教科書を採択するという経過の説明を受けたのでありますが、これは教育基本法にのっとってとか、学習指導要領、あと地域の事情、印刷、製本、こういう五つの観点ですと、むつ市独自の姿勢、私は最初むつ市の基本的な姿勢というものを聞きまして、ということはむつ市独自の教科書選定に当たっての姿勢というのではないということに理解してよろしいのか、そこをちょっと再質問させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいまのご質問にお答えいたしますが、やはり基本的には教科書採択権限というのは市町村の教育委員会にあるということは先ほど申し上げたとおりでございます。その選ぶ手順というのがございまして、これはあくまでも「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」がございまして、まず都道府県でこれをお考えなさいということで、青森県の教育委員会では、これを九つのブロックといひましようか、採択地に分けております。先ほど申しましたように、下北むつ地区がその一つというふうなことでございました。その採択地区が同一の教科書を選びなさいということも法律で決められておりますものですから、むつ市と隣の村、町が違うというのはまずいわけでございます。したがって、ここ下北全域が下北むつ地区という形になりますので、そこで同じものを使わなければならないわけでございますが、ただ基本的にはその間までいろんな観点から教科書調査員が検討いたしまして、それを受けていろいろな協議会を開きながらという手順でいきます。そういうことで、最終的

には教育委員会で決定することになるわけでございます。また各市町村の教育委員会に持ち帰った場合に、意見が違った場合、さらにもう一回持ち寄って検討して、同一になるまで議論を闘わせていくというふうなことになるろうと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） そうしますと、確かに下北むつ地区で同じ教科書を使うと。議論する過程には、各教育委員会の意見をそれぞれ吸収するという場があるとは思っています。ですから、やっぱりむつ市はむつ市の教育委員会の立場というのを当然そこで表明して、これがいい、あっちが悪いとかというのを議論するとは思いますが、そういう意味ではむつ市の基本的な姿勢というのがある、ないで大分議論のあり方というのは違ってくると思うのですが、教科書を選定する過程の教育委員会の方たちが集まって議論するという前提でむつ市の基本的な姿勢というのはないというふうに理解してよろしいのかということで再度質問させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 全く逆でございます、はっきり申しまして、我々は教科書を選択する各教科の専門家でもないわけで、やはり現場で教えている方が、最も近いところにいる方が調査員になっていただきまして、4月から営々と研究していただくわけでございますし、それを受けましても、我々なりにそれぞれ国語から音楽、社会といいましょうか、すべての9科目にわたしまして、教科書にしますと相当数になるわけでございますが、やはりポイントとなるものは研究いたしますし、あるいはまたその調査員の結果を全部長時間かけまして報告をいただくわけでございます。その中で我々はまた議論を展開していくということ

でございますから、やはり単なる委員会をそのまま受けて、はい、そうですかというふうな形でストレートで決めていくわけではないということ、あくまでもその協議会、また教育委員会の意向が十分反映された形で決定するということでございます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 旧むつ市は、たしか平和都市宣言というのを宣言していたかというふうに私記憶しているのですが、多分旧むつ市はそういう立場にいるんなものに臨んでいたかなと思うのです。合併後はそういうのはまだ宣言していなくて、そういう意味ではちょっとまだ教育委員会の方もはっきりそこら辺は言えない立場なのかなというので次の質問に移らせていただきます。

3点目として、むつ市政で杉山市政の20年間は、大型公共事業優先だったのではないかと私がお聞きしましたら、大型公共事業というのは、むつ市でやっているのとは次元が違うということで、私もこの言葉のいろんな厳密な規定を論じるつもりはありませんが、一応私は10億円を超えたのが、私も専門家でないので、何が大型公共事業かは勉強していませんでしたけれども、10億円を超えた事業が大きい事業、大型事業というふうにイメージして質問させてもらいました。

杉山市政の20年間というのは、先ほど消防庁舎だとかむつ総合病院の建物だとか、図書館だとか、そういう意味では20年間で10億円を超える事業が私の計算だと19件あったと。こういう現実から出発して、ほぼ毎年と言っていいくらいそういう事業が計画された。これを逆に杉山市政はすばらしいというふうに褒める方もいらっしゃいますが、市の方では結局借金が134億円ふえたと。旧むつ市の市債は、結果的に合併する直前で227億円という借金があって、その半分以上が杉山市政の20年間でつくられたということで、大変おびただ

しい事業を行ったというのでは褒める方もいましょうし、そうでない方もいましょう。こういう10億円以上の事業をやったということについて、やはりこの事業を優先した20年間だったのではないかというふうなことであります。これについて、まず確認させてもらいたいのですけれども。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） あなたも当選3回目でしょう、2回目でしたか、まだ、1回でしたか。何をやったかを数え上げましたでしょう。学校がどういう状況にあったかご存じでしょう。例えば関根中学校は、荒れに荒れていましたでしょう。そのころあなたは、青森の病院に勤務されていたから知らないでしょうけれども、学校がぼろぼろになっていた。むつ中学校も大平中学校も昭和三十五、六年、赤字再建団体の時代に新制中学をスタートさせなければならないというので、旧海軍の兵舎の材料を使ってつくった学校です。むつ病院もご存じでしょう、あなたも病院に勤務されておったわけだから。あの外来に入れば、病気が悪くなると言われたような病院なのです。つまり社会資本の投下される部分が極めておくれた、極めて劣悪であった。単に金額だけをごらんになって、こういうのをやった、だから大型公共事業だろうとおっしゃるのは、それは簡単な話です。非常に言いやすい。しかし、学校を改築した途端に荒れている学校がおさまりましたよ。病院を建築したことによって、まだまだ不十分ではありますけれども、医師たちがむつ総合病院に来る。臨床研修指定病院になったら、6人しか採用しないところに20人の面接者が出てくる、こういう効果が生まれてきているではありませんか。

もう一つは、電源三法交付金では、使い道が制約されていたのです、おととしの10月まで。その中でこういうものに使わなければならないというのに使ったのです。さらに加えて申し上げますと、

かつては国が助成金を出してやる仕事、これは7割国が金を出してくれていたのです。それを6年ほど前から、国は5割出すから、あとの5割は地方で借金してやってくれと国の方針が変わったのです。私になったから国の方針が変わったのではないのです。だから、当然地方の債務がふえているということで、今度の選挙の争点でしょう。国も地方も借金がふえているということは、あなたも十分ご承知なはずです。ふえた理由は、国の仕事を地方が肩がわりしたからです。そういうさまざまな要素が絡み合って今日のような借金構造になっているのです。杉山市政とおっしゃいますけれども、だれがやってもそうなっているのです。どうぞそのようにご理解ください。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 長々と答弁されたので、時間がなくなってしまいました。

市長、こういう事業をやることについては、別に全部否定しているわけでないであります。この事業をやる一方、借金が134億円ふえた、その一方で福祉等が削られている現実があるから私はこれを取り上げているのです。

そういうのがなければ、何も私はこれを取り上げないです。これもやりながらきちっと福祉、教育、そういったのも今までどおりやられているという現実があるのであれば、私は取り上げません。借金も特に残っていなければ取り上げませんけれども、とにかくやればいいというものではなくて、やっぱりバランスある、そういう10億円を超える事業は計画的にやらなくてはいけない。

そして、市長は、そういうふうな事業はいろいろ効果があったと言いながら、本当にこんなよく削るなと思うぐらいの予算を削っているのがあるでしょう。例えばちょっと学校の方で言えば、烏沢小学校なんかはまだくみ取りトイレなのです。こういう事業なんてそうかからないですよ。

何でこういうのを直せない。やっぱり10億円、そういう事業ばかり先行するから、こういうのに目が行かないという現実。そして、お年寄りの給食サービスなんかは、平成11年から廃止したのですか。これ800の方が楽しみにしていた。また、ひとり暮らしの老人入浴券交付事業、これは平成15年度から廃止ですか。年間938万円の規模で673人が喜んでいました。こういうのは、ぱっさりぱっさり削られている。敬老会だって、今合併して復活していますけれども、平成16年4月から廃止。そういうのをやって、こっちもきちっとやるのであれば、私は何も文句はつけない。ところが、10億円、何十億円というのをどんどん毎年のごとくやりながら、数百万円、900万円、こういうのが削られていく。しかも、今保育所がどんどん民間に移譲されていていきますね、毎年のごとく。ここを指摘しているわけです。こういうもののバランスを考えてそういう事業をやってきたのですか。そこをちょっとお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 烏沢小学校100周年やったとき、幾ら金かけたか覚えていますか。烏沢小学校は、統合の対象になっていたのです。ところが、数年子供の数がふえた。なぜふえたか。リストラで帰って来ている人がふえているからです。そうでなければ、あそこは統合なのです。そのために関根小学校の体育館もつくっています。それから、さまざまなものが、国の制度が変わったことによって変化しているものもある。しかし、よくごらんいただければおわかりのように、生活保護費の一般財源負担がどんどんふえているのです。福祉予算そのものは減っていないのです。すべての事業は人々の福祉のためにやっている事業なのです。福祉という名目で括弧でくくったものだけが福祉ではないのです。学校を建てなくてもいいと言うなら建てないで福祉の方に金をつっ込むことはで

きます。しかし、子供たちが荒れ放題に荒れている状況を放置できますか。そのバランス感覚の問題でしょう。あなたのおっしゃり方は、こっちをやっていないからこれはだめで、こっちは金かけているからこれもだめだと、こう言っているから論理的に整合性が生じない。私は、福祉も十分意を用いてきたつもりであります。人より、ほかのまちよりも先にやっている福祉もありました。しかし、財政の事情でどうしても削らなければならないことになって削っているのもあります。それも確かにあります。それは、否定しません。ばらまき福祉と言われた時代もあるのです。しかし、それぞれの時代の需要に応じて減らしている。

今ふるの入浴券、あれは年寄りが入らないでみんな若い人が入っていたのです。現実を調べて削りました。家庭にふるがあるところ、そこでも若い人たちは銭湯気分を味わいたいというので、ばあちゃんの切符を持って入りに行っているのです。そういう現実無視の状況があったのでやめたということもありますから、それぞれのやめる理由、ふやす理由には根拠があって進めていることでもありますから、そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 市長に、そういう意味で、これからはやっぱりこの10億円以上の事業をやる場合には、きちっとバランスをとりながら、ほかの方に影響がないような形でやる考えはないかどうか、基本的な姿勢をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 十分議会のご意見を伺いながら事業は進めてまいります。

○議長（宮下順一郎） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤敬作議員

○議長（宮下順一郎） 次は、大澤敬作議員の登壇を求めます。30番大澤敬作議員。

（30番 大澤敬作議員登壇）

○30番（大澤敬作） むつ市議会第185回定例会に当たり、共産党議員として3点にわたって質問いたします。

第1に、地方財政を守るためについてであります。国の財政が、前回の定例会でも市長が答弁の中で触れたように、1,000兆円の赤字、そのために今地方財政を守るために全国の地方行政は悲鳴を上げているという新聞報道もされている現況です。そこでお尋ねしますが、むつ市のこうした現状から、地方交付税、国庫補助金の見通しについて示していただきたいが、市長の答弁を求めるものであります。

第2に、社会不安をなくすることについてであります。福祉の後退をさせるなですが、65歳以上の医療の後退、さらには扶養控除の減額による増税、こうした中で65歳以上の医療の後退、そして来年度から65歳以上の所得控除額が減額されるという、そういう事態が担当の職員からも聞かされています。さらに年金の減額に、今月の給料から差し引く来月分の厚生年金、こういう掛金の増額が明確に新聞に出ております。こうした中で、福祉後退が切りがない、こういう状態で怒りに震えているところであります。

介護保険の値上げ、施設入所の値上げ、こうしたグループホーム、この中で川内のグループホーム、その施設を見に行きました。ある議員は、「私

は到底このグループホームに入所できない」、こうした発言を聞いて、10万円を超えるグループホームの中身が高齢者いじめも際限がないのではないかと思いました。多岐にわたりますが、福祉を守る立場から答弁をお願いいたします。

さらに、社会不安の重大な問題は、きのう、おとといだと思うのですが、300万人の失業者、こういう報道もなされております。こういう状況は、なぜ起きるのか。仕事がないからであります。自殺者の増、犯罪の連続の報道、市長は前議会で仕事はハローワークにと、こう言いました。しかし、市長、ハローワークに私2年前にも、3年前にも行ってまいりました。行ってきただけでも、前よりさらに厳しい状況です。そういう裏づけを前段に言いましたが、仕事確保はハローワークだけではなくて、それももちろん必要でありましようけれども、現在ではそれをもって仕事を保障できるという、そういうことは不可能に近いと言わなければなりません。雇用をふやす、地場産業の三つの点もありますけれども、それに加えてきょうも議論になりました観光の問題や、そういうようなものを含めて今後とも雇用をふやす、市長のそうした考え方、これについてお答えを願いたい。

さらに、川内町のことをつけ加えて質問をいたします。融雪溝がやられていない地域があります。それから公営住宅が古くて、それを新築するということは現在やられていません。危険な状態のそうした公営住宅がなぜやられないのか、こういう点について、雇用をふやす、そういう方向を示しながら、答弁を願うものであります。

最後でありますけれども、産業振興についての陸奥湾漁業についてであります。東京方面の知合いの方から要請があって、ホタテを送ってやったら、評判は非常に良好でした。これは、答弁は要りません。ナマコについては、中国を中心に需要が多くて、それにこたえることができません。

川内町の漁業の関係者及び担当の職員からも実態を聞いたら、宿野部、蛸崎沖にナマコの養殖をするように、検査も含めて今調査中であるという、そういう前進的なお答えが来ました。ぜひともそれが実現できるように、中国のナマコに対する需要にこたえるように、産業振興のためにできるよう行政側からの支援も含めて対応方に力を入れてください。そのことについて答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、簡潔で納得のいく答弁を期待して私の1回目の質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 大澤敬作議員の地方財政についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の地方交付税、国庫補助金の見直しについてのお尋ねであります。平成16年度末における国の債務が782兆円、これに地方の長期債務を合わせると全体で1,009兆円に上るとも言われており、まさに国、地方とも危機的な状況となっているところでありまして、三位一体の改革は国と地方の税配分を見直し、自立可能な分権社会を構築するためと言われております。

三位一体の改革については、一つ、国庫補助負担金が平成17年度及び平成18年度予算において3兆円程度の廃止、縮減等を行うこと、二つ、その財源として所得譲与税等を税源移譲すること、三つ、地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は地域における必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税の一般財源を確保することとされております。この方針を踏まえ、今年度の地方財政計画では、国庫補助負担金改革については、新たに国民健康保険国庫負担金、養護老人ホーム等保護費負担金及び公営住宅

家賃収入補助金などが一般財源化になりました。これに対する税源移譲についても前年度に引き続き所得譲与税として交付されることになりました。また、地方交付税については、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源総額を確保の観点から、前年度並みに確保されている状況にあります。今後の地方交付税及び国庫補助負担金の見直しについては、三位一体の改革の内容について、現に議論の途中であるため、先行きについて極めて不透明な状況であります。国内の景気が上向き、交付税の原資となる国税収入の増額がない限り先送りしてきた交付税特別会計での償還があるため減額傾向となるのではないかと懸念いたしております。いずれにいたしましても、財源の7割を依存している状態から、これらの動向は直接打撃を受ける要因となりますので、地方交付税及び国庫補助負担金の見直しについては非常に厳しい状況が今後とも続いていく見込みということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、社会不安をなくせについてであります。議員のご質問は、近年医療や年金などさまざまな制度が改正され、市民の負担が多くなっているが、特に介護保険制度の見直しによる要介護認定者への影響と今後の展望についてのお尋ねであろうと存じます。

まず、介護保険制度の見直しによる要介護認定者への影響についてであります。本制度の主な改正点について申し上げますと、「新予防給付の創設」、「施設給付の見直し」、「新サービス体系の確立」並びに「介護保険料の見直し」等ありますが、あくまでも高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本としつつ、介護保険制度の持続可能性を高めていくための取り組みであります。改正されました部分で特に要介護認定者への影響が考えられますのが施設給付の見直しであり、現在介護老

人福祉施設等への入所者や短期入所されている方の居住費、食事代といったいわゆるホテルコストがこの10月から介護保険給付の対象外として自己負担に切りかえられることとなりました。厚生労働省の考え方といたしましては、同じ要介護状態にある方は在宅であれ、施設であれ、サービス利用の給付と負担は公平であるべきとの見解から見直されるものであります。ただし、低所得者につきましては、施設での利用者負担が過重にならないよう負担上限額を定め、介護保険制度において一定の補足給付を行うことといたしております。

今回の見直しは、ただ単に利用者負担の増額を図ったものではなく、あくまでも低所得の方に配慮しながら、負担能力のある方には相応の負担をお願いし、給付の適正化を図るねらいであります。

次に、今後の展望についてであります。現在平成18年度から平成20年度までのむつ市の介護保険のあり方を方向づけるため第3期むつ市介護保険事業計画を策定中であります。これは、平成15年度から平成17年度までの第2期事業計画の3年間に及ぶ事業運営の実績を多面的に分析し、新しい政策目標を掲げて、その実現のための具体的施策を明らかにする計画であります。新むつ市の誕生に伴い、地域の特性に応じた介護予防の基盤整備や質の高い介護サービスを提供する体制を確立する必要がありと考えております。

介護保険制度を維持するためには、安定した財政運営が制度存続の基本となりますが、介護保険制度も施行後5年が経過いたしました。その間制度の浸透と要介護認定者の増加に伴い、利用者及び保険給付費が増加の傾向にありますことから、それに見合った介護保険料の見直しも検討すべき課題であろうと存じます。

第1号被保険者の保険料設定方法の見直しにつきましても、低所得者に配慮した形となっており、現在の第2段階保険料を、さらに第2段階、第3

段階に細分化して保険料の負担軽減を図ることといたしております。いずれにいたしましても、このたびの制度改正につきましては、持続可能な介護保険制度を構築するため、あくまでも利用者負担の公平を図るという基本的な考え方であるということをご理解賜りたいと存じます。

次に、社会不安をなくするために雇用をふやす施策を示せとのことでありますが、大澤議員におかれましては、本年6月定例会におきましても同様のご質問にお答えいたしましたところでありまして、前回と答弁内容が一部重複することをご了承願いたいと存じます。

その後の雇用情勢を見ますと、8月の国の月例経済報告では、失業率は低下傾向で少しずつ改善に広がりが見られているとのことでありますが、県内では有効求人倍率が低水準で推移しており、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いております。

青森県では、中高年の雇用対策として、平成16年度で終了しました「緊急地域雇用創出対策事業」で雇用した中高年齢者を引き続き雇用した事業主に奨励金を支給する「中高年齢層常用雇用奨励費補助」や「長期・中高年失業者就職支援事業」として県内の各商工会議所などを会場に個別相談会や雇用開拓推進員による企業の求人ニーズ調査、高度な技能・経験を有する者を「ワークわくあおもり」Jobネット」の人材バンクに登録し、求人企業とのマッチングを図る「人材バンク事業」などを実施しております。

若年者の雇用対策に関しましても、若年者就職支援センター「ジョブカフェあおもり」を設置し、就職支援ガイダンスや企業説明会、職場実習、高校生の保護者を対象としたセミナーなど、各種の支援事業を展開しております。このほか市勤労青少年ホームに昨年7月、「ジョブカフェあおもり」のサテライトスポットが設置され、パソコンによ

る求人閲覧やカウンセリング、毎週木、金曜日の各種セミナーを実施しておりますことは6月定例会でもご説明申し上げましたが、さらなる事業効果の向上を図るため、本年9月末には常駐スタッフが配置となることとなっております。また、大澤議員が言われる地場産業を活用した雇用拡大につきましては、国が今年度から実施いたしております「地域雇用創造バックアップ事業」のメニューの中で創業経費や雇入れの一部を助成する「地域創業助成金」制度があります。この助成は、原則としてサービス10分野と称して、個人向け、家庭向けサービス等10分野に区分した地域貢献事業が対象となっておりますが、地域が選択する重点分野を設定することで対象とすることができるとなっております。当市の場合では、農林水産業製造分野の設定が考えられるところであります。

設定に当たっては、地域の経済団体等で構成する協議会の設置や当該分野の育成・振興計画の策定など、ボリュームの大きい事務手続を踏むこととなりますことから、市内部で現在検討している段階でございます。これら国や県の事業とより一層の連携を図り、むつ下北地区雇用対策協議会のご協力もいただきながら、地域雇用環境の改善に向けて最善の努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、漁業ホタテ・ナマコの養殖を進めよとのご質問であります。陸奥湾のホタテ漁業は平成15年度の大量へい死以後順調に生産を回復し、県の調査によるホタテ貝の取り扱い高は平成15年度の約90億円に対し、平成16年度は約130億円となっております。平成17年度も順調に生産が行われていると伺っております。しかし、湾内のホタテ漁業は現在過密養殖が続いている中、半成貝、新貝の生産数量がふえ、産卵母貝となる成貝の生産が減少し、今後のホタテ稚貝の確保が心配されている

ところであります。

陸奥湾の養殖ホタテ貝の安定生産には、地まき貝などの母貝の確保が重要であるとの県の指導がありますことから、市としても平成16年度から平成18年度までの3カ年の計画で脇野沢地区、川内地区、むつ地区の各漁場において産卵母貝の育成と地まきホタテ資源の安定を目的とした漁場環境保全創造事業を実施しております。今後においても、県と連携を密にしながら、基幹産業でありますホタテ漁業の振興に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ナマコの増殖対策についてであります。中国経済の発展が影響していると思われませんが、干しナマコの需要が年ごとに増大し、各漁協に対し、ナマコの注文が多く寄せられていると伺っております。このような傾向は、ここ二、三年のことであり、各漁場のナマコの水揚げが必要にこたえて急増したことから、ナマコ資源の減少が懸念されているところであります。このため川内町漁協では、ナマコの資源管理に取り組んでおり、市としては角達及び川内地先に県営事業の導入による増殖場を整備し、資源の安定に努めてまいりたところであります。

今後のナマコの増殖対策としては、川内町漁協において継続して資源管理に取り組み、さらに稚ナマコ、子供のナマコであります。この採取を目的とした試験や、ナマコ礁の投入等を行っていく計画であると伺っております。

また、県では平成17年、平成18年の2カ年で川内地区の宿野部、長浜等の地先でナマコ増殖場の整備のため、地域水産物供給基盤整備事業を実施しているところであります。市としても、平成16年度に農林水産省が主催した第43回農林水産祭で「ナマコの資源管理に関する取り組み」で評価され、最高位の天皇賞を受賞した川内町漁業協同組合やむつ市漁業協同組合、脇野沢漁業協同組合の

努力によってホタテ貝に匹敵する産業に成長してきたナマコの増殖を図るため、陸奥湾に面するナマコ漁場の一体的整備、拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 非常に厳しい財政状況をお聞きいたしました。

そこで、私はこれまでむつ市の赤字の問題で、過去に新聞に空財源12億円とか、こういうものが出て、胸が痛む思いでありました。そういう厳しい状況ではあるけれども、空財源などというふうなものはやらないでありましょなと思いますけれども、市長、どうでしょうか。財政が厳しいというのはそのとおりなのです。それは、大企業から献金をもらって、その大企業の利益を上げているところから税金を取らないで、一般の従業員、そういうところから税金を取り上げていく、そういうことがありまして、非常に釈然としないものがあるのです。そういう点についてもお答えを願いたいと思います。

なお、介護の問題では、介護保険、いろいろ福祉の問題が多岐にわたって市長は国民健康保険とか、そういうものまで言いましたけれども、食事はうちにいても食べるからということで減額の方角を今答弁されましたけれども、そういう次元でなくて、私は介護される人たちが、議員もグループホームを視察に行ったとき、10万円の私どもの収入ではこの施設に入れないと、こういうふうに言われました。今でも胸にそれが突き刺さっております。そういうこともありまして、介護の施設に入所できない人たちが今何名いるのか、その対象外の人たちの実態をお聞かせ願いたいと思います。食事の問題で公平と、こう言ったけれども、私はこれは余りにもひどい仕打ちではないかと思うのですが、介護担当の責任者からもその点

はお答えを願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 国の税制度の問題について、私にお尋ねになられても、これは党の税制調査会、それから国の税制調査会の検討を経て法律が改正されていくわけでありますから、どのような税制度の改正がなされるかについては、私の答え得る範疇ではないということをご理解いただくと存じます。

それから、グループホームに言及されましたが、今回の介護保険制度の改正の基本は、いわゆるホテルコスト、泊まるベッドは幾ら幾らで使ってください、飯を食うのは全部それぞれ1回ずつ金払ってください、これがホテルコスト。そのホテルコストの部分自己負担にしてほしいと、こういう法律の改正ですが、しかしランクづけがかなり細かくなっていて、所得に合わせて負担できる人に負担してもらおうと、こういう基本的な精神であるということをお答え申し上げたつもりであります。

ただ、グループホームというシステムは、もう完成すれば満員になるという状況が現在むつ市内では続いております。6カ月に1カ所ずつできていくという状況でございまして、入れないという方は、何か別な事情があつてのご発言ではないかと思っておりますが、そこまで私はそんなくする気持ちはございませんし、能力もございませんので、グループホームの実態をややしばらく観察、ご検討いただければ、ご発言の趣旨がわかってくるのではないかと、こう考えております。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁につきまして、補足説明をさせていただきます。まず施設入所の待機状況というお話です。正確な数字はちょっと今手元にございませぬけれども、約120名ぐらいというふうに記憶してございます。

ただ、この人数の中には重複している部分もございますので、その辺はご承知おき願いたいと存じます。

それから、介護保険制度の改正の部分でございますけれども、先ほども市長答弁がございましたように、あくまでもホテルコストの部分での改正でございます。ただしこれに合わせまして低所得者の方には過重な負担とならないような軽減策が講じられるということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 入所に待機しているのが120名ぐらいと、こう言われました。多少違いがあってもその程度ということで理解しておきます。ただむつ地区、あるいは川内地区、大畑地区、それから脇野沢地区、この地区別にお答えを、資料を出してほしいなど、このように思います。さらに、低所得者については食事の公平とか、そういうようなものから外して援助をする、そういう答弁がありましたけれども、低所得者の定義、どの程度が低所得者なのか、そういう点が一番の問題になる状況なのです。議員でさえも、これでは入れないという、そういうことを言わざるを得ない現状にかんがみて、その低所得者、それはどの程度の所得者のことなのか、理解できるように答弁を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） お答えする以外のものは、保健福祉部から答えますけれども、大澤議員はどのような施設を指して入所できないとかできるとかということをおっしゃっているのか、私にはよく理解ができないのでありまして、先ほどグループホームに入れられないというような趣旨の発言でしたが、特別養護老人ホーム、そのほかに介護を受けなければならない方々を受け入れる施

設、さらにグループホームというふうに、まだまだもう少し種類があります。どのような施設を指してご発言になっているのか、明確にお示しいただかなければお答えが不完全なものになる可能性がありますので、その点をまず私の方からお尋ねをしておきたいと思います。

その他の質問については、保健福祉部長から答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 私ども旧川内営林署から13町歩払い下げして福祉の拠点である、そういうグループホームを含めた施設、入所の施設を営林局に行ってかけ合って、それを実現させました。そして、昨年だったと思うのですが、グループホームがあったのに、さらに1億5,000万円かけて、もう一つつくらなければ対応できないということで補助をして対応させました。せせらぎ荘です、名前は。それには一般の入所者、短期入所者、それからグループホーム、こういうふうになります。もう一つつけ加えて言えば、デイサービスというのがありますけれども、これは大変喜ばれて、お年寄りの交流の場になっていきますので、その点については答弁は要りません。非常に評価も評判もよろしい、そういう状況であります。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

まず、低所得者の定義ということでございますけれども、基本的には住民税の非課税世帯というふうにとらえてございます。

それから、もう一点のせせらぎ荘の部分でございますけれども、議員お話しのとおり、旧川内町ではせせらぎ荘のショートステイ等の施設建設に際しまして、1億5,000万円の補助を平成16年度に出しているという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 低所得者というのは住民税の非課税世帯であると、こう言われましたけれども、ことしの申告の際に配偶者特別控除が取りやめになりました。それで増税になりました。それから、来年度は65歳以上の高齢者の方々を対象に所得控除しておいたのがなくなる、こういうことでありますので、幾らになるのか、そこは65歳からだから、私は70歳を超えているので、そこからいくとわからないので、明確にお答えを願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 大澤議員、担当の者が説明員として出席しておりません、この部分につきまして。後ほどの資料提出ということでよろしいでしょうか。30番。

○30番（大澤敬作） 実は、私が一般質問の通告をしたら、この福祉の問題で、介護の問題に絞ってくれということで、5人の職員が来て時間外にそのやりとりがあったのです。そういうことからいきますと、ここに担当が出ていないからというのは私心外です。そういう点については、担当がお答えをしますよと言っているながら、こういう状態だと納得ができないのだけれども、答弁できないのですか、本当に。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 介護の問題の担当者は全部出席しておりますが、税制の改正があったことについて言及されると予測していなかったものでありますから、税務担当者は出席をいたしておりますので、後ほど文書によってお答え申し上げたいということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） せっかく5人も来てのことだから、どうもじっくりしないのだけれども、議長もアドバイスをしてくれましたので、それは後で文書で明確にさせていただきますように。65歳からですよ。70歳以上だと、私はもうそれははっきり

言えるのだけれども、そういうことを明確に整理しておいてほしいと思います。

次に移ります。雇用をふやす問題ですけれども、最近の新聞報道、ここ二、三日のうちに300万人の失業者、改善は幾らかというようなことだけれども、幾らも何もありません。私どもに仕事を世話してくれということで、議員を30年もやっているのですから、当然来るわけです。それにこたえることができない。これくらいつらいことがない。しかも今の犯罪、こういうようなものの問題からいくと、御飯も食べられない。「わ、悪いことして豚箱さ入って、うまぐねえけれども、3回飯食べさせてもらいな」という物騒な話まで出るので。そういうこともありますので、ぜひとも雇用の問題については、市長、全力を傾注してほしいが、そういう施策がないのかどうか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 雇用をふやすと申しまして、先ほど1回目の質問で大澤議員が触れておられますように、私ども公共事業を少しでもふやしたいという努力をしてやってきておりますが、合併初年度ということもあって、この初年度の決算がどうということになるといわゆる財政再建団体に転落するかもしれないという問題が生じてくるのかと。予測はいたしておりますが、その予測がそのとおりいくかいかんか、国の交付税に対する対応の仕方、それから交付金に対する対応の仕方等で変わってくるという、実に不安定な内容を抱えているのでありますから、当初は入るをはかることができなくて出るを制する、こういう予算編成をしているところでありますので、直接的に雇用をふやすという、これは地方公共団体にはできるところもあるかもわかりませんが、大体そういう事業をやっているところは公社のシステムを使ったりなんかしてみんな赤字になって、さあ、財政

再建とあわせて公社の健全経営をしなければならぬというような問題を抱え込んでいる自治体が非常にふえておるという中で、私どもかなりの臨時職員等を採用しておりますが、それだけでは問題の解決になるわけではなくて、やはり公共事業をふやせるような予算を編成したいとは考えております。

先ほどご指摘がありましたように、消融雪溝をつくるような事業、あるいは市営住宅を新設していく、あるいは変えていくというような事業、これに予算をつけることができれば、一時的な雇用の増加にもつながっていくということはわかります。しかし、その他の事業については国や県が、いわゆる大所高所から考え方を示して、それが1回目の答弁で申し上げたような内容のものであるわけでありませぬ。

実は、ハローワーク、全県で三百数十人しかまだ仕事を世話していないそうです、ことしは。そういう状況ですから、ハローワークに頼れといったってどうにもならないではないかという大澤議員のご発言はそのとおりであります。そうでなくて、今起業、業を起す人に対して助成をする、あるいはお金を出すというような事業も始めておりますので、こういう起業家というのがここ10年くらい非常に成功率が高いケースになってきておりますが、それは商売のセンスのある人はそういうことができるかもしれませんが、果たして我々の土地にそういう方が、いてほしいとは願うのですが、なかなかいないだろうと考えざるを得ないところであります。要するに国全体の景気が上向いて大企業が税金をいっぱい払ってくれて、それによって公共事業が発注できるといういい循環形態に入っていけば、これは社会的な不安も徐々に解消していくだろうということは考えられますが、今我々はだるまのような状態、手をふさがれた状態にいるというようなことしか申し上げるこ

とができないことを残念に思います。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 国の施策でもあるでしょうけれども、非常に納得できかねる、そういう中身なのです。ハローワークについては私と同一の見解だと。そう言ってみても納得ができないのは、私ども議員としてそういう要望が来たときにこたえられないという、そういう状況が続いているわけありますから、ぜひともそういう点で一考を要する問題、一考も二考も要す、そういう問題です。

次に、農業の問題に絞ってひとつお答えを願いたい。新米が今10キロで4,000円です。私どもから買っていく米は、4類地域ですから、60キロで1万円。等級が一つずつ下がると1,000円下がっていく。こういう状態で後継者をつくれと、こう言ってみても無理難題。そういう点では、市長、国にもやっぱりそういう差別のないような方向で、適正な価格で、余りにもひど過ぎる状態ではありませんか。ぜひ農業の振興、後継者を育成できるような方策方をやってほしい。

次は、漁業振興の問題ですが、ナマコの養殖の問題です。私どもは、やっぱり自分の地域より視野を持っていないという点で、角違の沖合ということ言われて、はっと思ったのですが、それも含めて中国のナマコの需要というものはホタテなんていうものではない。それに応じ切れる、そういうことをやるということ、漁業振興のために、これは離されない重要な課題だというようなことで、今、長浜、蛸崎、宿野部、この海区の検査をやっているところなのですが、漁業振興の立場、農業振興の立場、こういうことについてどのような考えを持っているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 川内のナマコは、成功、それも大成功した養殖であろうと考えています。まず、

養殖事業といっても、これは放流養殖ですから、石を積むだけでこの養殖事業は進んでいるのでありますが、中国のいわゆる万元戸という言い方がありますが、金持ち階層がふえて、中国本土でも、北京でナマコを食うといってもなかなか食えない。今は北京でナマコ食べるし、薬にも使う。中国でナマコを食べる階級がふえてきている。昔は、東南アジアの南の方のナマコまで食ったのですが、とても食べるものではない。

私おとし、さきおとし、2年続けて上海、北京に国賓として招かれて行ってきました。人民大会堂というところに行きまして、そこでフランス料理食べてきましたけれども、その前にまちの大きな中華料理専門店に入ったのですが、ナマコは出てこない。北京ダックは出てくるけれども、ナマコは出てこない。それが今川内のナマコが堂々と北京で食べるようになったのです。漁場の拡大もしておところなのです。角違と川内は同時にスタートなのです。このナマコが横浜と違うのは、横浜は12月の暮れにしかとられない。川内は、一定の禁漁期間があります。これは、5月の中旬から7月中ごろまで、産卵期間ですから、この間は一応禁漁にしなければなりません、密漁が大横行しています。これ漁業監視やっている方々も潜って手にした途端でないと逮捕できない、こういう問題を含んでいます。

かつてアワビの密漁が盛んなときに、私県議会議員として農林水産常任委員をやっていて、当時密漁者は2万円の罰金だった。そのときにアワビの密漁に対してきちんとした罰金をつけると言って、1カ月後に20万円の罰金になった。これでも安いと思うのです。体刑がないのです。罰金刑だけなのです。こういう状況の中で、川内のナマコの養殖を広げるといってもありますが、密漁をどうやって抑制するかという問題もあわせて含んでいるということがございます。いずれにしても、

今ナマコは一大産業に成長しつつありますので、これをもっとふやせる可能性を追求していきたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 今市長の答弁で、横浜のナマコが県下で一番だと、こう言われてきたのが、川内の養殖のナマコが横浜のナマコを超えているという評価をされている。そういう点については、市長の答弁は納得するけれども、養殖が振興できるように、ぜひとも漁業振興のための重大な課題として、市長、取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

それから、密漁の問題については、これは市長でないとできない重大課題です。私どもも監視するように漁業協同組合とか、あるいは庁舎の責任者にも言いますが、市長が最大のポイントを握っているということ、その点を密漁防止のためにそういう意を尽くしてやってほしいということを要望して私の質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月7日は柴田峯生議員、東健而議員、澤藤一雄議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時07分 散会

